

令和元年11月8日

第29回水俣市農業委員会

第29回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和元年11月8日
開会 9時30分
閉会 10時13分
- 3 出席委員
農業委員 12名
1番 元村 善二 君 2番 松本 公昭 君
3番 松田 時義 君 4番 戸次 治夫 君
5番 田上 哲人 君 6番 森口 信二 君
8番 山澤 親徳 君 10番 坂本 隆司 君
11番 池田 郁雄 君 12番 田畑 和雄 君
13番 友田 勝久 君 14番 中村 清治 君
推進委員 13名
15番 向田 博 君 16番 草野 武雄 君
17番 竹下 正治 君 18番 野間 勝 君
19番 山内 秋光 君 20番 溝口 幸一 君
22番 坂口 新一 君 23番 山口 初憲 君
24番 前田 仁 君 25番 渕上 民雄 君
26番 森下 義孝 君 27番 下鶴 信雄 君
28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員
農業委員 2名 7番 廣島 康雄 君 9番 苗床 勝美 君
推進委員 1名 21番 前島 春美 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について
報告事項(2) 許可不要転用について
議第109号 農地法第3条の許可申請について
議第110号 農地法第5条の許可申請について
議第111号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議第112号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 宮崎 博巳
参事 本村 広揮
参事 田畑 昌代

議 長
(元村善二君)

それでは、只今より第29回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は12名です。欠席農業委員は、7番 廣島委員、9番 苗床委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、6番 森口委員、8番 山澤委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は21番前島委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は28番の古里委員にお願いします。

27番委員
(古里一幸君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局長
(宮崎局長)

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

報告事項について、2点、御説明申し上げます。

まず、報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了についてでございます。

議案書は、1ページになります。

令和元年5月10日の第23回会議で御審議いただいた、第5条に係る案件について、令和元年10月17日に、完了報告書の提出がございました。

そこで、10月18日に事務局におきまして、現地を確認しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので御報告申し上げます。

議案書は、2ページになります。

番号1、届出人が、水俣市陣内1丁目1番1号 水俣市長です。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳、現況ともに、畑で、面積は、3,018㎡です。

理由は、市道八ノ窪湯出線の道路改良工事により発生する土砂捨て場として転用するものです。

施設概要は、土砂捨て場で、搬入量は4,586.1㎡が予

定されています。

場所は、記載のとおりです。

次に、番号2、届出人は、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳が田、現況が畑で、面積は、2,706㎡です。

理由は、南九州西回り自動車道の工事に伴う現場事務所、資材置き場として利用するための転用です。

施設概要は、現場事務所、休憩所、トイレ、倉庫となっています。

場所は、5ページに記載しております。

平成30年5月10日、第11回会議で、第4条転用を御審議いただいた案件の道向かいでございます。

次に、番号3番、4番の届出人は、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、それぞれ、台帳が田と畑ですが、現況が両方とも畑で、面積は、それぞれ15㎡、4㎡です。

理由は、記載のとおりです。

令和元年10月7日、8日に関係する委員と現地調査を行い農地に支障がないことを確認しました。

場所は、それぞれ6ページ、7ページに記載しております。以上で、報告を終了します。

議長

ありがとうございました。

報告事項が終わりましたので、只今より、議事に入ります。

議第109号 農地法第3条の許可申請について、議第109号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

14番委員
(中村清治君)

はい、議長

議長

はい、中村委員

14番委員

おはようございます。

農地法第3条の許可申請について、説明いたします。

議案書は9ページを御覧ください。

番号1、譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は、台帳、現況とも田、面積は1,533㎡です。

他4筆ありまして5筆合計の4,626㎡です。

申請理由は親子の贈与による所有権移転です。

申請地は10ページを御覧ください。

現地調査を11月5日に譲渡人、行政書士、事務局、古里委員、私で行いました。

譲受人の状況につきましては、譲受人が主になって水稻を作っておられます。畑の方は母親が野菜を一年中作っておられます。耕作地は17,862㎡で、一部が自己保全であります。ほとんどが耕作されています。下限面積も40aは越えています。農作業の従事日数も年間100日以上は従事されています。

以上ですが、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から、補足説明があれば、お願いします。

(なしと言うものあり)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第109号 農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第109号 農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。次に移ります。

議第110号 農地法第5条の許可申請について、議第110号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

10番委員
(坂本隆司君)

はい、議長

議長

10番 坂本委員

10番委員

おはようございます。
農地法第5条の許可申請の1番、2番、3番について説明いたします

1番、譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑です。

転用理由及び、資金計画は議案書記載のとおりです。

農地区分は第2種農地です。

申請地は14ページを御覧ください。

配置図は15ページを御覧ください。

現地調査を11月5日に行政書士、譲受人夫婦、野間委員、私、事務局で行いました。

下水は市道の方に流れており、雨水も側溝がありますので、そちらの方に、土地の方が少し低いので下水の下の方に道が、先の方が下がっておりますので、なんら問題ないと思います。境の方も水路があつて、下の道路は里道がありますので、きちっとしていると思います。

したがいまして、現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準から個人住宅を建設しても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくお願ひします。

続きまして2番について説明します。

譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑です。

面積は68㎡です。

転用理由及び、資金計画は議案書記載のとおりです。

農地区分は第3種農地です。

申請地は16ページを御覧ください。

現地調査を11月5日に行政書士、事務局、草野委員、私で行いました。

17ページを御覧ください。

通路の上の方に道路がありまして、目的は今住宅になっているんですが、そこは廃屋になっていますので解体するにも道がなく、家を建てるにも建設出来ない状態になっていますので、道を造らないと先に進まないということで、道路にして解体を始めて家を造るといふような状況です。

現在もセイタカアワダチソウ等が生えており、一段下がっていますので、畑にも機械の入らない状況です。面積的にも狭い訳ですので畑としては出来ませんので、これを有効利用することで、家が建つ訳ですのでよろしくお願ひします。

現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準から通路を造っても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくお願ひします。

次に3番を説明します。

譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳田、現況は畑です。

面積は3筆合計で206㎡です。

転用理由及び、資金計画は議案書記載のとおりです。

農地区分は第3種農地です。

申請地は16ページを御覧ください。

現地調査を11月5日に行政書士、事務局、草野委員、私で行いました。

18ページを御覧ください。

住宅と書いてあるのが申請人の家です。道路の所に車を止めてあって、道路にはみ出るということで、また玄関先に車を止めてありますので大変危険な状態ということで、新たにこの場所を駐車場に求められています。手前の方も車を止める所がなかったみたいでこの辺を駐車場にしてあったみたいです。

現在ここは、地目は田んぼになっていますが、木が生えて畑もないような状況です。

現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準から駐車場を建設しても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。
次をお願いします。

3番委員
(松田時義君)

はい、議長

議長

3番 松田委員

3番委員

農地法第5条申請の4番について説明いたします。
譲渡人、記載のとおりです。
土地の所在、記載のとおりです。
地目は台帳畑、現況畑となっていますが、耕作放棄地です。
面積は953㎡です。
もう一つは、譲渡人、記載のとおりです。
譲受人、記載のとおりです。
土地の所在、記載のとおりです。
地目は台帳畑、現況畑、耕作放棄地です。
面積は730㎡です。2筆合計で1,683㎡です。
転用目的、転用理由は太陽光発電設備です。近隣は電線が多く通っており発電した電気の送電が容易で太陽光発電事業に適地である。また、申請地は他人の土地に囲まれており、農業等を行うことが不便なため。イノシシの足跡もいっぱいありました。

第3種農地で所有権移転です。

施設概要は記載のとおりです。

資金計画は記載のとおりです。

19ページを御覧ください。

11月5日、行政書士、事務局、竹下委員、私の4人で現地調査を行いました。

20ページに計画図があります。雨水は地下浸透となってい

ます。周りは耕作放棄地ばかりですので、周辺農地には問題はないと思います。信用、転用目的からしても問題はないものと考えます。

現地調査及び転用に係る許可基準からなんら問題はないと思われるので、御審議の程よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。4番まで説明が終わりましたが、次の5番は、議第111号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請と関連がありますので、後で審議します。

まず、4番までについて、担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第110号 農地法第5条の許可申請の1番から4番については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第110号 農地法第5条の許可申請の1番から4番については、本会の意見として、決定いたします。

次に移ります。

議第110号 農地法第5条の許可申請の5番、議第111号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について議題といたします。

関係委員の、説明をお願いします。

5番委員
(田上哲人君)

はい、議長

議 長

5番 田上委員

5番委員

それでは5条申請の番号5番について説明します。

譲渡人、記載のとおりです。

譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、田、現況、雑種地となっています。

合計面積は2,968㎡です。

転用目的以下は記載のとおりです。

現地調査を11月5日に譲受人立会で行いました。

申請地は21ページにあります。

申請地の利用計画については、次の22ページに記載されています。この申請地は当初、建売住宅を販売する計画でしたが、利益や需要が見込めない中、道向かいの譲受人が取扱量の拡大に伴い、仮置き場が不足し業務用の車両や従業員の駐車場も不足しているとのことで今回の申請となっています。雨水等は市道沿いに側溝があり、もう一方は河川に面しており、隣接している農地はありませんので問題はないかと思われます。

申請地の農地区分につきましては、第2種農地であり許可は可能と思われます。

次の事業計画変更承認申請について、番号1について説明します。

議案書は24ページです。

申請人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、田、現況、雑種地となっています。合計の6筆の2,968㎡です。

5条転用理由の中でも説明しましたが、建売住宅の計画が進まない中、道路向かいにある譲受人の作業場が手狭になっているということで今回の申請になっています。作業場が、道路向いにありますので、有効に活用できるのではないかとということで事業計画変更承認申請となっていますので御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(なしと言うものあり)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

3番委員

はい、議長

(松田時義君)

議長

3番 松田委員

3番委員

5番について質問します。

5番に関係して24ページの説明がありましたが、これは県の許可がおりているんですか。書いてあります。県の許可が下りて、農業委員会の許可だけが下りていないということですか。事務局に質問します。

本村参事	議案書に記載のとおり、県の許可が、譲渡人が建売住宅を建設するという形の5条許可がすでに下りています。計画をしているんですが、実際には事業が実施されずにそのままの状態です。今現在に至って、そういう事業を承継するという形で事業計画の変更と併せて5条許可が今回行われるという内容になります。
3番委員	もう一点ですが、転用目的や転用理由が書いてありますが、これに違反した場合には取り消されることがあるんですか。お聞きします。
本村参事	基本的に許可というものは、転用目的や転用理由があってその目的どおりに実施しなければなりません。でもそこが今出来ていない状態なので計画を変更してまた新たに許可を取り直すという形になります。ただ許可を得た目的以外で転用事業を完了するというのは変更をかけないと出来ないということです。
議 長	いいですか。
3番委員	はい
議 長	他に御質疑、御意見は、ございませんか。 御質疑、御異議もないようですので、議第110号 農地法第5条の許可申請の5番、議第111号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第110号 農地法第5条の許可申請の5番、議第111号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請については、本会の意見として決定いたします。 次に移ります。 議第112号 農用地利用集積計画の申し出について、議第112号を議題といたします。 関係委員の、説明をお願いします。
11番委員 (池田郁雄君)	はい、議長
議 長	11番 池田委員。

1 1 番委員

農用地利用集積計画の申し出の新規設定の1番について、説明します。

26ページです。

貸人、記載のとおりです。

借人は、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑です。面積は3,540㎡です。

始期終期は、令和1年12月1日から令和6年11月30日まで、期間5年です。利用目的は玉葱で、借賃は10aあたりコンテナ20箱、利用権の種類は物納です。

借人の経営面積は、自作地6,542㎡、借入地1,733㎡で、1人でやっておられます。

借人は稲作農家ですが、普段はみかん、玉葱を作っておられます。そして別の所で働いておられ、資材や機械はそこから借りられまた、手伝いも受けられるということです。今回の土地ですが、ここは別の人が借りて玉葱を作っておられましたが、体の具合が良くないということで借手を探しておられたところ、今回、借人が借ることになりました。借人も元気で仕事をされています。

申請地は27ページを御覧ください。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

2 4 番委員
(前田 仁君)

頑張っておられますのでよろしく申し上げます。

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

4 番委員
(戸次治夫君)

はい、議長

議 長

4 番 戸次委員

4 番委員

話し合いで決められたとは思いますが、借賃の件です。コンテナ20箱とありますが、だいたい1反あたり何箱取れるんですか。

1 2 番委員
(田畑和雄君)

1反でバラバラですが、3tから6t位まで幅があります。この場所は早くに収穫されるので、3tから3t半位です。

- 4 番委員 20箱というのはだいたい1割ですか。
- 12番委員 1,000円の時20,000円、2,000円の時40,000円です。
- 4番委員 1反あたりどれだけ取れるのかわからないので、この量が多いのか少ないのかわからずお伺いしました。わかりました。
- 議長 それからもう一つ、これは10aあたりコンテナ20箱ですか、全体でですか。
- 事務局長 申請書に書き漏れであったと思いますが、たぶん全体でだと思います。申し訳ありません。
- 議長 全体ですね。わかりました。
他に御質疑、御意見は、ございませんか。
- (なしと言うものあり)
- 議長 御質疑、御異議もないようですので、議第112号 農用地利用集積計画の申し出について、承認してよろしいですか。
- (異議なしと言うものあり)
- 議長 御質疑、御異議もないようですので、議第112号 農用地利用集積計画の申し出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。
- 議長 これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第29回水俣市農業委員会会議を終了いたします。
皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員